の適用後の額）」と、同項第二号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）」と、同項第三号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」とする。

附則第十六条の二の十の見出し中「同条の規定の適用」を「同条の規定の適用等」に改め、同条中「事業所等」の下に「（法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項及び第三項において同じ。）」を「、字句は」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の二項を加える。

2　事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第六項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額」とあるのは「第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積又は金額を当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から控除して得た面積又は金額」と、「第七百一条の四十一第三項」とあるのは「同条第三項」とする。

3　第五十六条の六十七の規定は、法附則第三十三条第六項の規定の適用を受ける同項に規定する特定事業所内保育施設に係る事業所等において当該特定事業所内保育施設に係る事業とその他の事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定について準用する。

附則第十七条の二第一項第二号中「以下この条」を「第三項」に改め、同条第三項中「から」の下に「同日以後」を加え、「同令」を「租税特別措置法施行令」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

附則第十七条の二第五項及び第六項を削る。

附則第二十九条中「によつて」を「により」に、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度（」を「法人税法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項」とあるのは「」に改め、「に規定する中間期間を含む。）」を削り、「生じた欠損金額」とあるのは「」の下に「生じた」を加え、「同法第五十七条第一項本文（」を「、同法」に、「法人税法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文（」と、「同法第五十七条第一項本文の規定」とあるのは「これらの規定」と」を「、法人税法」と」に改め、「に相当する金額」を削る。

附則第三十三条第四項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号ロ及びハ中「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「の専有部分」の下に「（法附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。）」を加え、同条第十一項第三号中「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第四号中「又は分割承継法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第十二項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第十四項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を「、同法第二条第十二号の三に規定する」に改め、同項第五号中「にあつては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第十五項第一号中「及び共有物」を「（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）及び共有物」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項第二号中「が法第三百五十二条」を「（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。）が同条」に、「第七百二条の八」を「法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第十六項中「家屋に」を「区分所有に係る家屋に」に改め、同条第十七項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第十九項第一号中「によつて」を「により」に、「取得され、又は改良された」を「取得又は改良が行われた」に、「場合の」を「場合における」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十項第三号中「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第二十一項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十三項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第二十四項第一号中「場合は」を「場合には」に改め、同項第二号中「第七百二条の八」を「法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十八項第一号中「によつて」を「により」に、「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十九項中「価格等」の下に「（同条第一項に規定する価格等をいう。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の九の二第二項第三号、第三十五条並びに第三十五条の二の見出し及び同条第一項の改正規定　公布の日

二　第八条の六第六項の改正規定（「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める部分を除く。）、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に一項を加える改正規定、第八条の八の改正規定、第八条の九第一項の改正規定（「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第二項」を「同項」に、「次項、第三項」及び「次項第一号」を「以下この条」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第八条の十第二項の改正規定、第二十四条の六の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定並びに第三十五条の十三第一項、第四十八条の十及び第四十八条の十の三の改正規定並びに附則第五条の二の表第八条の六第一項及び第六項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三第一項の項の改正規定（「及び第六項」を「及び第七項」に改める部分に限る。）及び同表第四十八条の十の項の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）並びに次条第十二項並びに附則第三条第四項及び第八条第二項の規定　平成二十九年十月一日

三　第二条第二項第四号の改正規定、第六条の二十一の次に一条を加える改正規定並びに第七条の十九第三項及び第四十八条の九の二第四項の改正規定並びに附則第十条第九項第一号の改正規定並びに次条第一項及び附則第八条第一項の規定　平成三十年一月一日

四　第五十四条の十三の二第一項の改正規定　農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の施行の日

五　附則第十一条に一項を加える改正規定　都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の施行の日